

【非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書合計表】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「本店一括」欄は、本店等一括提出をする場合は「1」を、本店等一括提出をしない場合は「2」を記載してください。

記載要領

- 1 「支払総額（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての工業所有権の使用料又は譲受けの対価及び著作権の使用料（以下「工業所有権の使用料等」という。）について記載する。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「一般分」欄には、次の4又は5に掲げる工業所有権の使用料等以外のものについて記載する。
- 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた工業所有権の使用料等（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）について記載する。
- 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第1項又は同法第214条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた工業所有権の使用料等（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）について記載する。
- 6 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。